

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社へ入社し、同年7月に同社C営業所へ異動となったが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して申立事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事総務業務を受託しているD社から提出された申立人に係る経歴証明書、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C営業所に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚 13 人の資格喪失日（昭和 40 年 7 月 20 日）及び資格取得日（昭和 40 年 8 月 1 日）についても、申立人と同日となっていることが確認できることから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月4日から同年2月1日まで

私は、昭和40年9月6日から44年2月1日までの期間、A社に継続して勤務していたが、年金事務所の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、B社の回答及び申立期間当時の元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年2月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年12月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る被保険者原票により、同社C支店から同社D支店に転勤していることが確認できる申立人を含

む13人全員について、同社C支店における資格喪失日が昭和43年1月4日となっていることから、同社が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月4日から同年2月1日まで

私は、昭和38年6月21日から44年6月26日までの期間、A社に継続して勤務していたが、年金事務所の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、B社の回答及び申立期間当時の元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年2月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年12月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る被保険者原票により、同社C支店から同社D支店に転勤していることが確認できる申立人を含

む 13 人全員について、同社 C 支店における資格喪失日が昭和 43 年 1 月 4 日となっていることから、同社が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで

私は、昭和60年頃に自宅を新築する際、金融機関から融資を受ける条件として、過去の国民年金保険料の領収書が必要と建設会社の社員に言われたことから、過去の国民年金保険料の免除期間を妻の保険料分と一緒に追納し、ようやく融資を受けることができたことを覚えている。

妻の記録は追納となっているにもかかわらず、私の申立期間の国民年金保険料が免除期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A町における申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は免除と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は昭和60年頃に自宅を新築する際に夫婦一緒に国民年金保険料を追納したと供述しているところ、申立人の妻の記録は、申立期間のうち、①昭和56年7月から59年3月までの保険料は同年12月10日に追納、②59年4月から同年11月までの保険料は同年12月10日の追納時に併せて現年度納付、③59年12月から60年2月までの保険料は同年3月に現年度納付、④60年3月の保険料は61年3月に過年度納付、⑤60年4月から61年3月までの期間については、申立人同様に免除となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、夫婦一緒に納付したこと以外に具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに

申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 8 日から 54 年 2 月 25 日までの期間、A社のB工場又はC工場に継続して勤務していた。

事業所がB市からC市に移転した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A社B工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社C工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間においては両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社B工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社C工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、申立期間当時、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述してい

る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 5 日から 48 年 7 月 22 日までの期間、A社のB工場又はC工場に継続して勤務していた。

事業所がB市からC市に移転した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A社B工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社C工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間においては両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社B工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社C工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、申立期間当時、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述してい

る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 8 日から 48 年 1 月 31 日までの期間、A社のB工場又はC工場に継続して勤務していた。

事業所がB市からC市に移転した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A社B工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社C工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間においては両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社B工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社C工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、申立期間当時、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述してい

る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。